

(令和元年6月11日 市長決裁)

盛岡市関係施設における受動喫煙防止対策に係る基本方針

受動喫煙防止対策については、健康増進法の一部を改正する法律（以下「新法」という。）で定める施設・場所の区分に応じ、市関係施設は、次のとおり対応するものとする。ただし、市には、市民の健康を守る観点から受動喫煙防止対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない責務が課せられていることを踏まえ、受動喫煙対策をより一層高めた措置を自ら講ずることが必要であることから、次の基本方針開始後においても、敷地内全面禁煙に向け取り組むものとする。

1 第一種施設

(1) 対象

多数の者が利用する施設のうち、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者（20歳未満の者、患者等）が主として利用する施設として政令で定めるもの並びに国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）。

(2) 対象施設の具体例

病院、学校、保育園、庁舎ほか

(3) 方針

ア 敷地内禁煙とする。

イ 屋外に厚生労働省令で定める特定屋外喫煙場所を設置することは可能であるがこれを設置しないものとする。

(4) 開始期日

令和元年7月1日

2 第二種施設

(1) 対象

多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設。

(2) 対象施設の具体例

公民館、図書館、地区活動センター、体育館その他公の施設ほか

(3) 方針

ア 原則敷地内禁煙とする。

イ 新法では、屋内に喫煙専用室を設置することは可能であるが、これを設置しないこととする。

ウ 第一種施設と第二種施設が併存する場合においては、第一種施設としての方針を適用するものとする。

エ 屋外においても、原則禁煙とする。ただし、現に喫煙場所がある施設で、利用者等への周知や理解に時間を要する場合、かつ、喫煙場所の設置条件等の次の全てを満たす場合は、当分の間、喫煙場所を設置することができるものとする。

① 施設を利用する者が通常立ち入らない屋外の場所に喫煙場所を設置すること。また、たばこの煙が屋内に流入しないようにするとともに、近隣の建物にも配慮し、隣接する

ような場所に喫煙場所は設置しないこと。

- ② 指定された屋外の喫煙場所を除く屋内・屋外全ての場所は禁煙とすること。
- ③ 受動喫煙防止や禁煙に関する啓発活動を、敷地内完全禁煙になるまでの間、継続的に行うこと。

(4) 開始期日

令和2年4月1日